

競争的資金の間接経費の取扱い

申し合わせ（平成15年11月1日施行）【抜粋】

1. 申し合わせの目的

「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（13文科振第361号）の主旨を踏まえ、競争的資金の間接経費（以下間接経費という）を適正に執行し、効率的かつ効果的に使用することを目的とする。

2. 「間接経費」の定義

「間接経費」とは、直接経費に上積みして措置されたものであり、直接経費に対して一定比率（30%）で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関（名城大学）が使用する経費をいう。

3. 留意事項

間接経費は、直接経費として充当すべきものは対象外としていることから、直接経費に間接経費を合わせて科学研究費等の研究遂行に必要となる設備備品等を購入することはできない。

4. 間接経費の使途

間接経費は、**研究遂行に間接的に必要となる経費**（別紙1「間接経費の主な使途の例示」参照）に使用するものとし、**直接経費**（研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめ等に必要な経費）として充当すべきものについては使用することができない。

5. 間接経費の配分方法

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するものであることを踏まえ、次のとおり配分する。

- （1）**間接経費が措置された研究課題の研究代表者に対し、その研究開発環境を改善する経費として、当該年度の間接経費の1／2を限度に配分する。**
- （2）上記研究代表者への配分金額を差し引いた残額（間接経費の1／2以上）を、大学全体の研究機能向上のための経費として支出する。
- （3）本大学以外の研究機関（前任校等）で申請・採択され、本大学着任後も継続交付された間接経費の配分方法については、前任校等での取扱いを考慮する。

6. 間接経費の支出基準

間接経費の支出基準は、原則として名城大学の経費支出基準による。

7. 申し合わせの適用対象となる競争的資金

内閣府、文部科学省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び前記各官庁の外郭団体の競争的資金を対象とする。

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

など

○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。